

西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした容疑で逮捕されたことを受け、市が発注する公共工事の入札及び契約業務にかかり、その職務遂行にあたって市民の不信を招くような行為の防止を図り、入札及び契約業務の公正性に対する市民の信頼を回復するため、西宮市公共工事不正行為再発防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市が発注する公共工事の入札及び契約業務における職員の不正行為の再発防止策に関する事項
- (2) その他任命権者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会は委員長及び副委員長を置き、委員長は北田副市長、副委員長は田村副市長及び青山上下水道事業管理者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を掌握し、委員を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外のものの出席を求め意見及び事情を聴取し、または、これらの者から意見書等の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務局管財部契約課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表 1)

	役 職	職 名
1	委員長	北田副市長
2	副委員長	田村副市長
3	副委員長	青山上下水道事業管理者
4	委員	総務局長
5	委員	都市局長
6	委員	土木局長
7	委員	上下水道局次長